主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

右は、原判決の事実の誤認を主張し、その他、陳弁するところがあるけれども、 いずれも、原判決の法令違背を主張するものでないのであるから、上告適法の理由 とすることはできない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い、全裁判官の一致の意見を以て、 主文のとおり判決する。

検察官 竹内壽平関与

昭和二六年六月一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
- 郎	唯	村	谷	裁判官